

# ベビーシッターの現状と課題

令和5年4月17日  
こども家庭庁成育局

# 認可外保育施設の現状

## 1. 施設数・事業所数

(出典：令和2年度認可外保育施設の現況とりまとめ)

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,115か所	8,426か所	6,687か所 (事業者：443 個人：6,244)	4,035か所	20,263か所

※ ベビーシッターの「事業者」はベビーシッターを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーシッター事業を実施しているものをいう。

## 2. 入所児童数

	合 計			
	0~2歳	3歳以上	年齢不詳	
ベビーホテル	14,417人	6,385人 (44.3%)	7,969人 (55.3%)	63人 (0.4%)
事業所内保育施設	115,516人	85,480人 (74.0%)	29,759人 (25.8%)	277人 (0.2%)
うち院内保育施設	43,241人	29,289人 (67.7%)	13,746人 (31.8%)	206人 (0.5%)
ベビーシッター	6,832人	3,556人 (52.0%)	3,151人 (46.1%)	125人 (1.8%)
その他の認可外保育施設	93,281人	40,464人 (43.4%)	52,772人 (56.6%)	45人 (0.05%)
計	230,046人	135,885人 (59.1%)	93,651人 (40.7%)	510人 (0.2%)

※ ( ) 内は年齢別の割合。

# ベビーシッターの法的位置付け

- ベビーシッターは、「認可外の居宅訪問型保育事業」。
- 児童福祉法では、認可外保育施設の種類。

## 児童福祉法

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第六条の三第九項から第十二項まで（注：第六条の三第十一項が認可の居宅訪問型保育事業に係る規定）若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出若しくは認定こども園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（略）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

第五十九条の二 第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（略）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（略）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

# 認可外保育施設に関する届出・定期報告及び情報の連携

○児童福祉法では、認可外保育施設の届出や定期報告、情報の公表、市町村への通知等が規定されている。

## 届出

- ・認可外保育施設を設置した者は、事業開始日から**1か月以内**に都道府県知事への**届出が必要**。届出事項の変更・事業の休廃止に関しても同様に1ヶ月以内に都道府県に届出が必要。
- ・都道府県知事は、届出に関する事項を施設所在地の**市町村長に通知**すること。  
(法59条の2第1項、2項、3項)

## 届出事項

### ○設置届出事項

⇒①施設の名称及び所在地 ②設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ③建物その他の設備の規模及び構造 ④事業を開始した年月日 ⑤施設の管理者の氏名及び住所 ⑥その他厚生労働省令（施行規則第49条の3）で定める事項（開所時間、提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項等）

### ○変更届出事項、休廃止に伴う届出事項

⇒上記①②③⑤

## 事業所

## 定期報告

認可外保育施設を設置者は、毎年、施設の**運営状況**を都道府県知事に報告しなければならない。  
(法第59条の2の5第1項)

## 報告事項

- ①施設の名称及び所在地 ②設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地  
③建物その他の設備の規模及び構造 ④施設の管理者の氏名及び住所  
⑤開所している時間 ⑥提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ⑦乳幼児の人数 ⑧入所定員 ⑨職員配置及び勤務の体制 等（施行規則第49条の7）

## 都道府県

(指定都市・中核市含む)

## 地域住民

## 公表

都道府県知事は、毎年、運営状況報告、報告徴収、立入調査等により、得た情報をとりまとめ、関係**市町村長に通知**するとともに、**公表**すること。  
(法第59条の2の5第2項)

## 連携

## 通知

## 市町村

## 保育の実施主体

## その他通知・公表事項

- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書に関する情報提供等  
都道府県知事等は、指導監督指針第6に定める情報提供として、管内の認可外保育施設につき証明書を交付した事実についてインターネットへの掲載等により公表するとともに、**市区町村等にも情報提供を行い**、市区町村等から一般へ情報提供が行われるよう求めること。

※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）より

# いわゆるベビーシッターの利用状況

(出典：令和3年地域児童福祉事業等調査結果の概況)

- 月額利用料は、どの年齢でも「1万円未満」の割合が最も高い。
- 平均月額利用料は、1～2万円程度。
- 1時間当たりの利用料は、全時間帯を通じて「1～3千円未満」の割合が最も高い。

月額利用料（年齢別）



平均月額利用料（年齢別）

(円)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳(就学前)
平均月額利用料	19,443	24,690	22,484	21,580	23,516	19,246	13,559

会員・非会員別にみた各時間帯の時間額利用料

		1千円未満	1～3千円未満	3～5千円未満	5～7千円未満	7千円以上	平均利用料(円)
会員	早朝	1.2%	89.7%	8.2%	0.7%	0.3%	2,045
	日中	1.4%	95.0%	2.9%	0.2%	0.6%	1,754
	夜間	0.9%	93.6%	4.5%	0.5%	0.5%	1,880
	深夜	1.1%	86.5%	10.7%	1.0%	0.7%	2,210
非会員	早朝	1.1%	86.5%	11.0%	0.8%	0.6%	2,245
	日中	2.1%	92.9%	3.9%	0.6%	0.5%	1,802
	夜間	1.0%	90.3%	7.3%	0.7%	0.7%	1,990
	深夜	1.2%	83.6%	13.1%	0.7%	1.3%	2,318

※早朝は5～8時、日中は8～18時、夜間は18～22時、深夜は22～5時。

■ 1万円未満      ■ 1～3万円未満      ■ 3～5万円未満  
■ 5～7万円未満      ■ 7万円以上

# 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

# わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 見直し内容

改正事項		保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し内容）
欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して <b>2年</b>	<b>期限なし</b> ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	<b>期限なし</b> ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <b>2年</b>	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <b>3年</b>
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して <b>2年</b>	免許状失効等の日から <b>3年</b>	登録取消の日から起算して <b>3年</b>
登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 <b>（わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）</b>	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 <b>・わいせつ行為を行ったと認められる場合</b>
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	<b>わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）</b>	<b>わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる</b>	
わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握	—	<b>わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）</b>	<b>わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する</b>	

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応

## 1. 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)の概要【認可外保育施設部分】

### (1) 改正の趣旨

- 認可外保育施設については、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会」の下に置かれた「都道府県と市町村に関わる実務ワーキンググループ」による「認可外保育施設の質の向上に関する議論のまとめ」(令和4年3月1日)において、「改善勧告や事業停止命令等の措置に係る情報の円滑な共有が図られるよう、国において、情報の公表・共有に係る関連規定を整備すべき」とされた。
- また、「社会保障審議会 児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」の「議論のとりまとめ」(令和3年2月19日)においては、ベビーシッターによるわいせつ事案の再発防止策として、ベビーシッターに対する事業停止命令等に関する情報の公開、地方自治体間における共有について提言された。
- 本改正は、これらを踏まえ、認可外保育施設の質の向上及びベビーシッター等によるわいせつ事案の再発防止のため、以下のとおり改正を行うもの。

### (2) 改正の内容

- 都道府県知事(指定都市、中核市、児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。)は、認可外保育施設の設置者に対して改善勧告、事業停止命令、施設閉鎖命令を行うために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができるものとした(第59条第7項関係)。
- 都道府県知事は、認可外保育施設について、事業の停止又は施設の閉鎖に関する命令をした場合には、その旨を公表することができるものとした(第59条第9項関係)。

### (3) 施行期日

令和4年9月15日

# 児童福祉施設等における安全計画の策定について

保育所を始めとする児童福祉施設等が児童の安全を確保するための計画を策定することを義務付ける省令改正を実施。

- 第208回国会で可決・成立した改正児童福祉法は、衆議院において議員修正が行われており、都道府県等が条例で定めることとされている**児童福祉施設等（※）の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するもの**については、**国が定める基準（省令）に従わなければならない**こととする改正が行われた。  
（※）児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）、家庭的保育事業等、一時保護施設
- これを受けて、**各児童福祉施設等は「児童の安全を確保するための計画」を策定しなければならないとする国の基準（省令）の改正を令和4年11月に行い、同年12月には留意事項通知を发出しているところ**であり、各都道府県等はこの省令の規定を条例化することで、全ての児童福祉施設等に計画の策定が求められることとなる。
- 児童福祉施設のうち、**保育所や家庭的保育事業等**については、保育所保育指針や子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設として、既に児童の安全に関するマニュアルや指針の策定が求められているところ、こうした**現行の取組も踏まえつつ、昨今の保育所等での事故や幼稚園における学校安全計画などとの整合性も踏まえつつ、取組を強化する方針**であり、**令和5年4月から施行**。
- それ以外の児童福祉施設等については、各施設の性質や状況等を踏まえ、経過措置として一定期間安全計画の策定等を努力義務とする規定を設けている。
- なお、厚生労働省令において運営等に関する基準が定められていない施設・事業所についても各事業の性質や実態等に鑑み、通知等により、児童の安全の確保に関する取組の実施を促していく予定。

**<改正児童福祉法：令和5年4月1日施行時点>** ※傍線は児童福祉法等の一部改正法案による改正箇所のみ

（児童福祉施設の設備及び運営についての基準）

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一・二 （略）

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他**児童**（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な**処遇及び安全の確保並びに秘密**の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に**密接に関連するもの**として内閣府令で定めるもの

③～⑥ （略）

※家庭的保育事業等及び一時保護施設についても同様の規定を創設

# 認可外保育施設指導監督基準の改正（安全計画の策定等）

- 令和4年6月に可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の公布等に伴い、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」において、保育所、地域型保育事業所については、安全に関する事項についての計画を各施設において策定することを義務付ける旨が規定されたこと等を受け、認可外保育施設における取扱いを指導監督基準の「第7 健康管理・安全確保」に規定。

※令和5年1月31日付けで通知改正し、令和5年4月1日から適用

認可外保育施設指導監督基準<抜粋> 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号局長通知）の別添

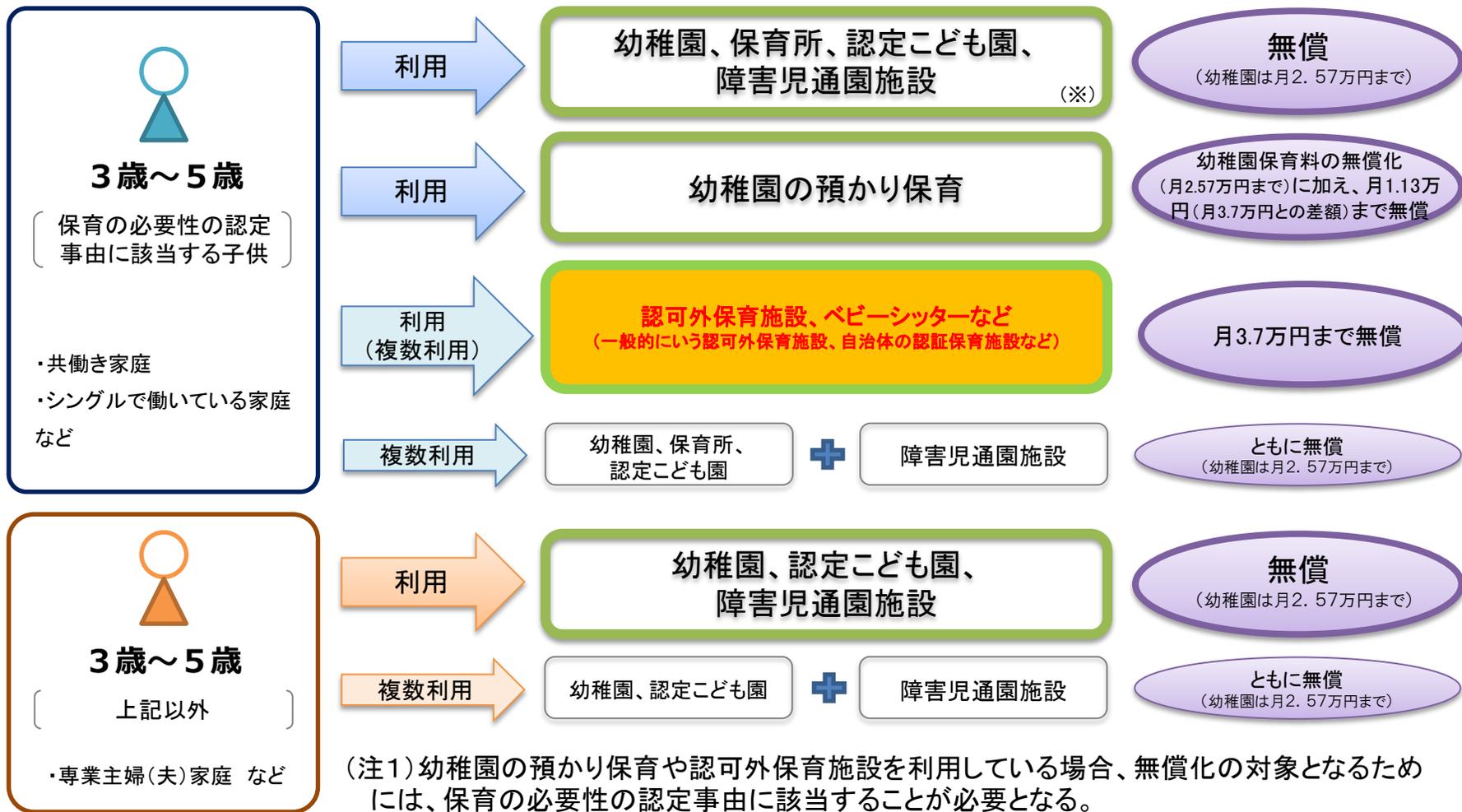
## 第7 健康管理・安全確保

### (8) 安全確保

- ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。
- イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。
- ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- エ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
- オ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。
- カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。
- キ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- ク 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- ケ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。
- コ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- サ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること

# 幼児教育・保育の無償化

- 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化がスタート（年間約9千億円、消費税を活用）
- ベビーシッターも、保育の必要性がある子どもは対象に。



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

- 認可外の居宅訪問型保育事業の保育従事者は、原則 1 : 1、かつ、乳幼児宅で保育する特性を踏まえ、保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）以外の従事者について、一定の研修受講を要件とすることが適当である。
- 幼児教育・保育の無償化との関係では、5年間の猶予期間中は基準に適合しない認可外の居宅訪問型保育事業者も無償化の対象となる。  
しかし、5年間の猶予期間中に計画的な研修受講を推奨し、質の確保・向上を図ることが必要である。

項目	認可外保育施設指導監督基準		改正後 (認可外の居宅訪問型保育事業)
	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児を保育)	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター/ 1人の乳幼児を居宅で保育)	
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配置基準（乳幼児）：（保育士） 0歳児 3：1、1・2歳児 6：1 3歳児 20：1、4歳以上児 30：1</li> <li>○職員：保育者の3分の1以上が 保育士又は看護師資格が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配置基準 ・原則 1：1</li> <li>○職員：基準なし (望ましい基準のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配置基準 ・原則 1：1</li> <li>○職員： <b>保育士、看護師 又は 一定の研修を受講した者</b></li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全年齢共通 ・ 保育室 1.65㎡以上/人 ・ 調理室、便所</li> </ul>	—	—
非常災害に 対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消火用具、非常口の設置</li> <li>○定期的な訓練の実施</li> </ul>	—	—
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育の内容 ・ 保育所保育指針に準じて行う。</li> <li>○給食</li> <li>○健康管理・安全確保</li> <li>○利用者への情報提供</li> <li>○帳簿の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(同左)</li> <li>※一部適用除外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(同左)</li> <li>※一部適用除外</li> </ul>

※ 認可外の家庭的保育事業（1日に5人以下の乳幼児を保育）についても、認可外の居宅訪問型保育事業と同様、基準がない（保育士又は看護師の配置が望ましいという基準のみ）ことから、今般、1人以上は一定の研修受講を基準とすることが適当である。

# 認可外保育施設の指導監督基準等の主な改正内容（集団指導と立入調査）

- 令和2年3月に認可外保育施設指導監督の指針を改正し、ベビーシッターについても年1回以上の集団指導、必要に応じた個別の立入調査を行うこととしている。（令和2年4月施行）

1

【改正前】

(1) 施設類型毎の立入調査			
施設類型	①認可外の居宅訪問型保育事業 (=いわゆるベビーシッター)	②乳幼児の数が <b>5人以下</b> の施設 (=認可外の家庭的保育事業)	③乳幼児の数が <b>6人以上</b> の施設 (=一般的な認可外)
基準	必要と判断する場合に指導を行う	立入調査（できる限り年1回以上行うよう努力）	原則立入調査（年1回以上）
(2) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ない</li> <li>○ 相当の長期間経営されていて優良であるもの：運営状況報告の徴収は毎年度＋立入調査は隔年も不相当ではない</li> <li>○ しかし、ベビーホテルについては、必ず立入調査を年1回以上行うこと</li> </ul>			

【改正後】

(1) 施設類型毎の立入調査			
施設類型	①認可外の居宅訪問型保育事業 (=いわゆるベビーシッター)	②乳幼児の数が <b>5人以下</b> の施設 (=認可外の家庭的保育事業＋認可外の事業所内保育のうち5人以下)	③乳幼児の数が <b>6人以上</b> の施設 (=一般的な認可外＋認可外の事業所内保育のうち6人以上)
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>集団指導（年1回以上）</b></li> <li>▶ <b>個別の立入調査</b>（※必要に応じて）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情等の内容が深刻、件数が多い場合</li> <li>・ 研修を長期間受講していない保育従事者が多い場合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>原則立入調査（年1回以上）</b></li> <li>▶ 難しい場合は、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>集団指導</b>（年1回以上）</li> <li>② <b>個別の立入調査</b>（※必要に応じて）                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情等の内容が深刻、件数が多い場合</li> <li>・ 研修を長期間受講していない保育従事者が多い場合</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	原則立入調査（年1回以上）
(2) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い			
(上記「(現行)」(2)に加えて) ○ 立入調査を行う場合であっても、前年の立入調査において、適正な運営がされており、指摘がなかった施設は、次年度において項目を簡素化し、 <b>一部の項目は書面等による確認のみ行うなど、項目を絞って実施することもやむを得ない</b>			

# ベビーシッターの質向上に対する支援

認可外の居宅訪問型保育事業において、ベビーシッターとして保育に従事する者は、以下のいずれかの要件を満たすことが必要（認可外保育施設指導監督基準）。

- 1) **保育士**又は**看護師**（准看護師含む。）の資格を有する者
- 2) 都道府県知事が行う保育に従事する者に関する**研修（※）を修了した者**

（※）都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。

<保育対策総合支援事業費補助金>

➤ 都道府県・市区町村が実施する研修に対する補助 令和5年度予算 457億円の内数（補助率 国1/2）

○ ベビーシッターの資格要件を満たすための研修

- ・ 認可外の居宅訪問型保育研修事業
- ・ 居宅訪問型保育研修事業（基礎研修）
- ・ 家庭的保育者等研修事業（基礎研修）
- ・ 子育て支援員研修事業（地域保育コース）

○ 資格要件を既に満たす者向けの更なる質向上のための研修

○ これらの研修をオンラインで実施するための環境整備等に係る費用の補助

<こども政策推進事業費補助金>

➤ 民間事業者に対する補助 令和5年度予算 0.3億円（新規）（補助率 定額）

- 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組
- 資格要件を既に満たす者向けの質の維持・向上を図るための研修